

大矢野中学校部活動の指針

上天草市立大矢野中学校

1 本校における運動部活動の意義

本校において実施する部活動は、学校における教育活動で、生徒及び指導者の実態に応じて可能な範囲でより高い水準の技能や記録に挑戦させる中で生徒に運動の楽しさや喜びを味わわせ、豊かな学校生活を経験させるとともに、体力の向上や心と体の健康の増進にも極めて効果的な活動である。

また、ねばり強く最後までやりとげる力、成功や失敗の経験を糧に飛躍する力、及び互いに協力し合って友情を深める力など豊かでたくましい「人間力」を培う活動である。

部活動は、希望する同好の生徒によって、主として放課後に行われる活動であることから、顧問等の適切な指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、自主性を尊重した魅力ある活動が適正に展開されるよう配慮するとともに、学校総体として組織運営及び目的を共有して行うことが大切である。

2 本校における指導方針及び基本計画

(1) 部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行うものとする。

(2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、次の事項に配慮する。

ア 生徒は、さまざまな教育活動をバランス良く経験することで豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという視点を大切にし、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した部活動運営に努める。

イ 活動は、生徒の特性や家庭環境など、多様な教育ニーズに応え、一人一人が豊かに自己実現できるような指導に努める。

ウ バランスのとれた生活やスポーツ傷害を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日については、規定を遵守する。

(3) 各部においては、学校の指導方針に基づいた部活動の基本計画を作成するとともに、それを生徒及び保護者に周知する。

(4) 保護者に積極的に情報を発信し、後援会等と連携協力して活動を進める。

3 部の位置付けと設置

部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける。

また、部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。

4 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員をもって充てる。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格が生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である運動部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

5 顧問による指導

顧問は、部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、指導する。

また、活動中の事故防止及び不祥事防止に細心の注意を払う。

6 経費

部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

7 練習

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行う。

なお、練習計画は、予め生徒及び保護者に周知する。

(1) 練習日

ア 1週間の練習日は、5日以内を原則とする。

原則として毎週水曜日と土・日曜日のどちらかをノ一部活動の日とし、各月第1日曜日を「家族の日」とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、適切に休養日を確保する。日曜日に大会があるなど、やむを得ず土曜日・日曜日の両日活動したときは、続く月曜日を休養日とする。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与え、家族団らんや地域との交流の時間を確保する。

エ 定期（中間・期末）テスト3日前からは部活動の練習は中止とする。

(2) 練習時間

ア 平日の練習時間は、2時間程度を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、3時間程度を原則とする。

ウ 冬季は日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

エ 部活動開始・終了時刻については、保護者にも周知する。

オ 部活動終了後は、下校指導まで各部顧問の責任の下行う。（平日の場合、顧問1名は校門前で下校指導を行う。）

(3) 練習試合及び大会等

ア 練習試合の範囲については、原則として県内とする。

野球部の三県架橋大会参加については、学校行事、生徒・保護者の状況を考慮し、慎重に協議し判断する。

イ 練習試合は、生徒の発育発達を考慮し、月3回程度とする。

ウ 練習試合の実施については、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について計画を作成し、事前に校長の承認を得る。

8 競技会等への参加

平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が学校教育活動の一環であると判断できるものに限って参加する。

(1) 学校教育活動としての運動競技への参加

ア 顧問は、事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

イ 生徒が参加する競技会等の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。

また、地方ブロック大会及び全国大会については、年1回程度が望ましい。

(2) 学校教育活動以外の運動競技への参加

ア 学校の教育活動以外の大会に参加する場合は、大会の趣旨、規模、日程、参加回数等が生徒の学業の支障になったり、経費の過剰負担になったりしないよう配慮する。

イ 大会の参加にあたっては、参加計画を立て、校長の指導・承認を受ける。

ウ 本校における上記(1)以外の大会参加については、予めPTA会長の承認を得ることとし、PTA災害見舞金の適用範囲で保護者の責任のもと参加する。